

平成 25 年工業統計調査結果 用語の解説

(1) 事業所数

平成 25 年 12 月 31 日現在の数です。一般的に工場、製作所、製造所あるいは加工所などと呼ばれるような、一区画を占めて主として製造又は加工を行っているものをいいます。

(2) 従業者数

平成 25 年 12 月 31 日現在の常用労働者数と個人事業主及び無給家族従業者数の合計です。

ア 個人事業主及び無給家族従業者は、業務に従事している個人事業主とその家族のうち、無報酬で常時就業している者をいいます。したがって、実務に携わっていない事業主とその家族で手伝い程度の者は含まれません。

イ 常用労働者は、次の(ア)～(オ)のいずれかの従業者です。これを「正社員、正職員等」、「パート・アルバイト等」、「出向・派遣受入者」別に調査し集計しています。

(ア) 期間を決めず、又は 1 ヶ月を超える期間を定めて雇われている者

(イ) 日々又は 1 ヶ月以内の期間を限って雇われていた者のうち、その月とその前月にそれぞれ 18 日以上雇われた者

(ウ) 親企業からの出向従業者、人材派遣会社からの派遣従業者などは上記に準じて扱っています。

(エ) 重役、理事などの役員のうち、常時勤務して毎月給与の支払を受けている者

(オ) 事業主の家族でその事業所に働いている者のうち、常時勤務して毎月給与の支払いを受けている者

ウ 臨時雇用者は、常用労働者以外の雇用者で、1 ヶ月以内の期間を定めて雇用されている者や日々雇用されている者をいいます。

(3) 現金給与総額

平成 25 年 1 年間に常用労働者のうち雇用者に対し、決まって支給された給与（基本給、諸手当等）及び特別に支払われた給与（期末賞与等）の額とその他の給与額等の合計です。

その他の給与額等とは、常用労働者のうち雇用者に対する退職金又は解雇予告手当、出向・派遣受入者に対する支払額、臨時雇用者に対する給与、出向させている者に対する負担額等をいいます。

(4) 原材料使用額等

平成 25 年 1 年間における原材料使用額、燃料使用額、電力使用額、委託生産費、製造等に関連する外注費及び転売した商品の仕入額の合計であり、消費

税額を含みます。

- ア 原材料使用額は、主要原材料、補助材料、購入部分品、容器、包装材料、工場維持用の材料及び消耗品等の使用額をいい、原材料として使用した石炭、石油等も含まれます。また、下請工場などに原材料を支給して製造加工を行わせた場合には、支給した原材料の額も含まれます。
- イ 電力使用額は、購入した電力の使用額をいい、自家発電は含まれません。
- ウ 委託生産費は、原材料又は中間製品を他の事業所に支給して製造又は加工を委託した場合、これに支払った加工賃及び支払うべき加工賃をいいます。
- エ 製造等に関連する外注費は、生産設備の保守・点検・修理、機械・装置の操作、製品に組み込まれるソフトウェアの開発など、事業所収入に直接関連する外注費用をいいます。
- オ 転売した商品の仕入額は、平成 25 年 1 年間に於いて、実際に売り上げた転売品（他から仕入れて又は受け入れてそのまま販売したもの）に対応する仕入額をいいます。

(5) 製造品出荷額等

平成 25 年 1 年間に於ける製造品出荷額、加工賃収入額、製造工程からでたくず及び廃物の出荷額及びその他収入額（修理料収入等）の合計であり、消費税等内国消費税額を含みます。

なお、本県の統計表に於ける製造品出荷額には、製造工程からでたくず及び廃物の出荷額を含みます。

- ア 製造品の出荷とは、その事業所が所有する原材料によって製造されたもの（原材料を他企業の事業所に支給して製造されたものを含む）を、平成 24 年中にその事業所から出荷した場合をいいます。

また、次のものも製造品出荷に含まれます。

- (ア) 同一企業に属する他の事業所へ引き渡したもの
- (イ) 自家使用されたもの（その事業所において最終製品として使用されたもの）
- (ウ) 委託販売に出したもの（販売済みでないものを含み、平成 24 年中に返品されたものを除く）

- イ 加工賃収入額は、平成 25 年中に他企業の所有に属する主要原材料によって製造し、あるいは他企業の所有に属する製品又は半製品に加工、処理を加えた場合、これに対して受け取った又は受け取るべき加工賃をいいます。

- ウ その他収入額は、「農業、林業収入」、「漁業収入」、「鉱業、採石業、砂利採取業収入」、「建設業収入」、「販売電力収入」、「ガス・熱供給・水道業収入」、「情報通信業収入」、「冷蔵保管料収入」、「運輸業、郵便業収入」（冷蔵保管料収入を除く）、「転売収入」（仕入商品販売収入）、「製造小売収入」、「金融・保険業収入」、「不動産業、物品賃貸業収入」、「学術研究、専門・技術サービス業収入」、「宿泊業、飲食サービス業収入」、「生活関連サービス業、娯楽業収入」、「教育、学習支援業収入」、「医療、福祉収入」、

「修理料収入」及び「サービス業収入」の合計であり、消費税額を含みます。
注：平成 19 年調査票改正により、製造品出荷額等に新規調査項目「その他収入額」が加わりましたが、平成 18 年以前の製造品出荷額等には、「その他収入額」のうち「販売電力収入」、「冷蔵保管料収入」及び「修理料収入」が含まれています。

(6) 製造品、半製品及び仕掛品、原材料及び燃料の在庫額

事業所の所有に属するものを帳簿価格によって記入したものであり、原材料を他企業の事業所に支給して製造される委託生産品も含みます。

(7) 有形固定資産の額

平成 25 年 1 年間に於ける数値であり、帳簿価格によります。

ア 有形固定資産の取得額の区分は次のとおりです。

(ア) 土地

(イ) 建物及び構築物（土木設備、建物附属設備を含む）

(ウ) 機械及び装置（附属設備を含む）

(エ) その他（船舶、車両、運搬具、耐用年数 1 年以上の工具、器具、備品等）

イ 建設仮勘定の増加額は、この勘定の借方に加えられた額をいい、減少額は、この勘定から他の勘定に振り替えられた額をいいます。

ウ 有形固定資産の除却額は、有形固定資産の売却、撤去、滅失及び同一企業に属する他の事業所への引き渡し等の額をいいます。

(8) リース契約による契約額及び支払額

ア リース契約額は、新規に契約したリースのうち、平成 24 年 1 月から 12 月までにリース物件が納入し、設置されて検収が完了し、物件借受書を交付した物件に対するリース物件の契約額をいい、消費税額を含んだ額です。

イ リース支払額は、平成 25 年 1 月から 12 月までにリース物件使用料として実際に支払った月々のリース料の年間合計金額をいい、消費税額を含んだ額です。

(9) 工業用地

ア 敷地面積は、平成 25 年 12 月 31 日現在において事業所が使用（賃借を含む）している敷地の全面積をいいます。

イ 建築面積は、事業所敷地面積内にあるすべての建築物の面積の合計をいいます。なお、平成 25 年 12 月 31 日現在建築中のものであっても帳簿上に建設仮勘定として計上したものは含まれます。

ウ 延べ建築面積は、事業所敷地内にあるすべての建築物の各階の面積の合計をいいます。

(10) 工業用水

ア 水源別用水量

(ア) 公共水道は、県又は市町村によって経営されている工業用水道又は上水道から取水した水をいいます。

a 工業用水道は、飲料に適さない工業用水を供給する水道から取水した水をいいます。

b 上水道は、一般水道のことで、飲料に適する水を供給する水道から取水した水をいいます。

(イ) 井戸水は、浅井戸、深井戸又は湧水から取水した水をいいます。

(ウ) その他の淡水は、(ア) 公共水道、(イ) 井戸水及び(エ) 回収水以外の淡水をいいます。

例えば、農業用水路から取水した水、他の事業所から供給を受けた水などです。

(エ) 回収水は、事業所内で一度使用した水のうち、循環して使用する水をいいます。ただし、回収装置（冷却塔、戻水池、沈でん池、循環装置等）を通すかどうかの有無は問いません。

(オ) 海水は、海及び河川のうち常時潮の影響を受けている部分から取水した水をいいます。

イ 用途別用水量

(ア) ボイラ用水は、ボイラ内で蒸気を発生させるために使用した水をいいます。

(イ) 原料用水は、製品の製造過程において、原料としてそのまま使用した水、あるいは製品原料の一部として添加使用した水をいいます。

(ウ) 製品処理用水・洗じょう用水は、原料、半製品、製品などの浸漬や溶解等の物理的な処理を加えるために使用した水及び工場の設備又は原料・製品などの洗じょう用に使用した水をいいます。

(エ) 冷却用水・温調用水は、工場の設備又は原料・製品などの冷却用に使用した水、工場内の温度又は湿度の調整などのために使用した水をいいます。

(オ) その他は、上記(ア)～(エ)以外の水で従業者の飲料水、雑用水などをいいます。

(11) 付加価値額

付加価値額（粗付加価値額）は、下記算式により算出し、表章している。

① 従業者 30 人以上

$$\text{付加価値額} = \text{製造品出荷額等} + (\text{製造品年末在庫額} - \text{製造品年初在庫額}) + (\text{半製品及び仕掛品年末価額} - \text{半製品及び仕掛品年初価額}) - (\text{消費税を除く内国消費税額} (*1) + \text{推計消費税額} (*2)) - \text{原材料使用額等} - \text{減価償却額}$$

② 従業者 29 人以下

粗付加価値額 = 製造品出荷額等 - (消費税を除く内国消費税額 + 推計消費税額) - 原材料使用額等

*1 : 消費税を除く内国消費税額=酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税の納付税額又は納付すべき税額の合計

*2 : 推計消費税額は平成 13 年調査より消費税額の調査を廃止したため推計したものであり、推計消費税額の算出に当たっては、直接輸出分、原材料、設備投資（土地を除く有形固定資産取得額）を控除している。